

観光関連事業者の新たなチャンスを生み出すネットワーク強化業務委託仕様書 (公募用)

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託名称

観光関連事業者の新たなチャンスを生み出すネットワーク強化業務委託

2 目的

観光関連事業者間のネットワークづくりを強化し、新たなサービスの提供やサービスの高付加価値化に向けた取組が生み出される土壌を形成することで、観光消費の増大を図る。

3 履行期間

契約日から令和6年3月15日まで

4 納品場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

5 業務内容

(1) 以下のセミナー及びマッチングを年2回、ワークショップの企画・運営を年10回以上行うこと。(原則としてリアル開催とし、オンラインとの併催も可とする。)

①県内のDMO、観光関連事業者向けセミナーの開催 ～地域観光に新たな価値を生み出すネットワークづくり～

対象：県内各 DMO・観光協会、交通事業者や宿泊事業者代表等

内容：・国内外の観光産業の動向や先進的な観光振興策を学ぶセミナー

・新たな価値を生み出すノウハウを持つ県内外の事業者とのマッチング機会の提供

・参加者による交流の場を設け、事業者が連携した取組を創出

②地域の観光振興に向けたリーダーづくりのためのワークショップの開催

対象：県内各地の DMO・観光協会等

内容：・外部専門家によるワークショップ

・観光振興に向けた戦略・戦術づくり、効果的な展開への伴走支援

・地域の事業者との関係強化に関する専門家によるノウハウの提供

- (2) 講師の依頼・調整、当日の講師等の派遣、当日の司会進行、資料作成等を行うこと
- (3) 開催に必要な経費（会場費、設備使用料、準備物等）は見積書に計上すること
- (4) 事前案内資料として、実例等をまとめた効果的な案内を協議のうえ作成すること
- (5) 告知案内については適宜申込内容の確認や参加促進等の連絡を行い、事前受付を行うこと。なお、参加者リストや申込内容については、協議の上設定すること
- (6) スケジュール調整の上、委託期間内での速やかな事業実施を行うこと

6 セミナー、マッチングについて

- (1) 埼玉県全体の機運醸成とともに、目的に資するような内容としテーマを設定すること
- (2) 国内外の先進事例や具体的なアイデアがある有識者や、先行して事業化しているベンチャー企業等の事業者を講師として選定すること
- (3) セミナーで使用する資料には国内外での取組や事例共有を行うとともに、参加者に有益となる分かりやすい情報を提供すること
- (4) セミナーと併せて地域観光に新たな価値を生み出すノウハウ・ネットワークづくりにつながるマッチングを実施すること

7 ワークショップについて

- (1) 地域観光に新たな価値を生み出すノウハウ・ネットワークづくりにつながるワークショップを実施すること
- (2) 市町村、市町村観光協会、DMOの知見収集及び参加者の意識向上と、地域観光に新たな価値を生み出すノウハウ・ネットワークづくりを目的とした企画・運営を行うこと
- (3) 実施後、参加者からのアンケートをまとめて分析し、最終報告会で参加者へ提供すること
- (4) 実施後、参加者に対してフォローアップを行うこと

8 その他業務

- (1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側の提案をもとに県と協議のうえ決定する。
- (2) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および専任の担当者とチームを定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）とチームを配置し、埼玉県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、常時連絡を取れる体制にするとともに、派遣要請があった場合には迅速に担当者を派遣すること。

9 成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課DMO 支援・観光振興担当とする。

10 著作権等の取扱い

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は全て埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 本業務においては、著作権、意匠権、知的財産権について、処理済の素材を使用すること。
- (5) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての処理及び使用料等の負担は受託者が行うこととする。

なお、受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとし、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

11 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 観光関連事業者の新たなチャンスを生み出すネットワーク強化業務に付随する経費一切（運営費、人件費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含むものとし、業務とは直接関係ない経費（会合や飲食費含む）は対象外とする。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令の適用を受

けるものとする。

- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 委託者は、感染症の拡大とそれに対する政府または埼玉県の対応状況に応じて、所定の時期に中止や開催方法の変更を判断する可能性がある。
- (9) 天災地変、感染症の流行、その他不可抗力の事由に基づき、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、委託者、受託者の双方で協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いに係る出来高の確定に当たっては、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (10) 感染症流行の影響等で、予定していた業務ができなくなる可能性が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (11) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。